



厚生労働省の平成21年度「離婚に関する統計」は、さまざまな興味深い視点から統計を取っている資料。そこからは、同居期間5年未満の夫婦の離婚率が一番高いこと、夫婦が同居をやめた年に離婚に至るのが70%前後にもものぼっていることなどの傾向が見て取れます。夫婦の話し合いの中で、「ひとまず別居をしてお互いに見つめ直してみようか」などとなったとしても、統計上は、その同居を取りやめた年に離婚にまで至ってしまう確率が高いので、「別居で様子を見よう」ということにあまり過大な期待を持たないほうがいいのかもしれない。

ところで、私たちが経験するたくさんのお物事には常に、表(明)と裏(暗)があり、ある時まで表(明)であると信じていたことが実は裏(暗)であったり、裏(暗)だろうと思っていたことが実は表(明)であったりと時間が経過する中で少しずつ受け止める形が変わってくることもあると思います。物事というものは、表(明)でもあり裏(暗)でもあるのです。したがって、離婚することが人生において裏(暗)であると決めつける必要もありません。これからの残された大切な時間を過ごす中で、離婚を前提とした人

生に軸足を置くこととするのか、今までの生活を続けることに軸足を置いてたまたとするのか、そのどちらも選択肢として「有り」だと思えます。しかし、離婚を決意しつつある女性、特に、結婚を機に専業主婦またはそれに近い状況になった女性や、子供がまだ幼くすぐには働きに出れないという女性もたくさんいます。そのような立場に置かれている多くの女性が「離婚」というものを考えた場合、これから仕事をどのように探せばいいのか、離婚後の生活費、子供の保育はどうすればいいのか、などと思悩むことがたくさん出てきます。有職者かどうか、未成年の子供がいるかどうか、財産分与として請求できる財産があるのかどうか、近くに実家などがあって援助を受けられる環境にあるのかどうかなど、自分の置かれているさまざまな状況に応じて考えていかなければなりません。

離婚を考えるにあたり、まずは名義の如何を問わず、結婚後、夫婦として培った財産として、どのようなものがあるのか、少しずつ探してみることから始めましょう。夫名義の預金通帳、保険証券、夫の給与明細書に財形貯蓄などが記載されているのかどうかなど、少しずつ、そつと静

かにコピーを取っておく。夫宛に送付されてくる郵便物などにも気をつけておいた方がいいのかもしれない。その上で、分かり得る範囲で、その財産を総合計して50%相当の金額がどの程度になるのか計算しておく。夫婦間で離婚の話を進めていくと、ある時期になって突如、夫側から預金通帳や保険証券などを隠される場合もあるので、コピーを取っておくことは大切なことです。

また、別居をした上で離婚の話を進めていこうと思っている女性には、夫と自分の収入を踏まえ、毎月、どの程度の婚姻費用が請求できるのかを計算し、更に、実家などに戻れず新たにマンションなどを賃借しなければならぬ場合は、毎月かかるおおよその支出も併せて計算し、離婚に至るまでに請求できる婚姻費用との対比を考え、どの程度の収入が見込まれるアルバイト等があるのかなどといった点を考えてみる必要もあります。この点、「妻が勝手に家から出て行ったのだから、生活費など出す必要もない」という男性もいますが、別居をした理由などは問わずに妻側から請求できますので安心して、最高裁のホームページなどを参照して請求できる婚姻費用を算定してみてください。特に子

供を連れて別居される女性は、平成23年10月からは、きちんと申請すれば、離婚協議中で別居している場合でも、子供と同居をしている妻側に子ども手当が支給されるように運用が変わったので、別居以前から少しずつできることを準備し、別居後できる限り問題なく妻側に子ども手当が支給されるように、経済的にも少しでも安心できる生活が始められる工夫をしていくことも必要です。

また、弁護士に相談しようかどうか迷っている方も、「依頼をすることを決めてからじゃないと相談できないのでは?」と考える必要はありません。弁護士に依頼をするかどうかも含めて相談をすればいいのです。「今、何を具体的に準備できるのか」ということを知るためだけに相談してもいいのです。その時々に応じた準備の仕方もいろいろあるので、「弁護士に依頼をすること」を前提としなくとも大丈夫です。

人間というものは、迷いの中に真実を見て、己を知るようになっています。自分にとって何が真実なのか、時間をかけて考えていけばいい。自分や子供のために準備できることは、決して少なくありません。

法律 40
法相 R

『離婚』

新たな人生に向かって——妻の場合

高橋 司 たかはし、つかさ

弁護士。1963年生まれ。北海道大学大学院法学研究科修了。「高橋・日浦法律事務所」代表